

立教大学原子力研究所 原子炉施設  
平成28年度（第2回）保安検査報告書

平成29年2月  
原子力規制委員会

# 目 次

1. 実施概要
  - (1) 保安検査実施期間
  - (2) 保安検査実施者
  
2. 保安検査内容
  - (1) 基本検査項目
  - (2) 追加検査項目
  
3. 保安検査結果
  - (1) 総合評価
  - (2) 検査結果
  - (3) 違反事項
  
4. 特記事項

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細日程は、別添1参照）

平成28年11月9日（水）

(2) 保安検査実施者

横須賀原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 上原 明雄

原子力保安検査官 長江 博

原子力保安検査官 山本 克彦

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目について、試験研究用等原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）への立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、廃止措置中の原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ・ 保守管理の実施状況
- ・ 放射性固体廃棄物の管理の実施状況（抜き打ち検査）

(2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「放射性固体廃棄物の管理の実施状況（抜き打ち検査）」について、手順・記録等の確認及び現場確認によって検査を実施した。

検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査期間中の保安管理状況については、事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 検査結果  
別添2参照

(3) 違反事項  
なし

4. 特記事項  
なし

(別添1)

保安検査日程

月日	11月9日(水)	備考
午前	●初回会議 ○保守管理の実施状況	
午後	●廃止措置管理状況の聴取、記録確認 ●廃止措置中の原子炉施設の巡視 ◇放射性固体廃棄物の管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議	

注) ○ : 基本検査項目   ◇ : 抜き打ち検査項目   ● : 会議 / 記録確認 / 巡視等

## 検査結果 (1 / 2)

### 1. 検査項目

保守管理の実施状況

### 2. 対象となった保安規定の条文

第16条 年間保安計画

第17条 適用の除外

第22条 施設定期自主検査

第23条 保修

第24条 保修後の措置

第25条 改造及び取替

第26条 巡視

### 3. 検査結果

原子炉施設の保守管理に係る年間保安計画の策定状況、保安のために管理を必要とする設備に対する施設定期自主検査の実施状況に加えて、施設の補修、改造及び取替の状況、日常の施設巡視状況等について確認した。

原子炉施設の保守管理に係る年間保安計画については、平成28年度開始前の3月9日付で作成し、5月11日付で改訂していること、また、保安監督者の同意を得た上で作成、改訂していることを「2016(平成28)年度立教大学原子力研究所 年間保安計画」により確認した。

また、同計画においては、施設定期自主検査の実施予定期間、原子炉施設の廃止措置に伴う工事予定期間、保安教育・訓練予定日等が記載されていることを確認した。

なお、第1回保安検査において、緊急作業に係る保安教育及び保安訓練を7月6日に実施する予定であることを聴取していたことから、本件の実施状況について確認したところ、当初の計画どおり該当者に対して同日に実施していることを「緊急作業に係る教育及び訓練の実施記録(2016年7月6日)」により確認した。

保安規定第22条では、廃止措置計画においてその機能を維持すべきとした期間中は、年1回の施設定期自主検査を実施することとしており、同条第1項(1)で原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器である「排気口じんあいモニタ」、「ハンド・フット・クロズモニタ」及び「サーベイメータ」に対して校正を行うことが求められている。このため、当該計器及び放射線測定器の校正が適切に実施されていることを当該計器及び放射線測定器の「点検校正検査記録」により確認した。

また、保安規定第22条第1項(2)で規定される原子炉施設の保安のために特に管理を必要とする設備である「原子炉本体(生体遮へい体)」、「放射性気体廃棄物の廃棄施設」、「放射線管理施設」、「原子炉格納施設」等を対象として、平成28年度の施設定期自主検査の計画が作成され、当該設備の機能が維持されているかどうかの観点から設備毎に検査方法、判断基準を定めた検査要領に基づき検査が実施され、いずれの検査結果も「良」であったことを、「施設定期自主検査実施計画書」、設備毎の「施設定期自主検査要領」及び「施設定期自主検査記録」により確認した。

平成28年度の原子炉施設の「保守」、「改造及び取替」については、該当する事案がないことを聴取により確認した。

原子炉施設の巡視については、毎週1回の頻度で「炉室及び原子炉本体(生体遮へい)」、「電源及び気体廃棄物の廃棄施設」を対象として、設備毎に確認すべき事項を記載した「原子炉施設巡視要領」に基づき異常の有無を目視で確認し結果を記録していることを至近の「原子炉施設巡視記録表」により確認した。

以上のことから、検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

#### 4. その他 なし

## 検査結果（2 / 2）

### 1. 検査項目

放射性固体廃棄物の管理の実施状況

### 2. 対象となった保安規定の条文

第26条 巡視

第27条 固体廃棄物の区分

第28条 運転中廃棄物の管理

第29条 廃止措置計画の実施によって発生した廃棄物の管理

### 3. 検査結果

放射性固体廃棄物について、その種類に応じて長期保管が継続することを考慮した管理が行われているか、巡視・点検が適切に実施されているか等について確認した。

放射性固体廃棄物は、原子炉の運転中に発生した「運転中廃棄物」、廃止措置計画に従って実施した工事等により撤去、解体された「解体廃棄物」、廃止措置計画に従って実施した工事等に付随して発生した「解体付随廃棄物」に分類され、原子炉棟内の管理区域で保管管理されていることを「放射性固体廃棄物保管記録」及び「収納容器別の解体廃棄物台帳」により確認した。

「運転中廃棄物」については、①廃棄物の種類、容器番号、②主な各種、③表面線量率及び総放射能、④廃棄年月日及び氏名の記録が作成されていること及び収納容器表面に容器番号及び表面線量率が記載されていることを「放射性固体廃棄物保管記録」の記録及び原子炉棟に保管されている個別の収納容器を現場で直接確認することにより確認した。

また、「解体廃棄物」及び「解体付随廃棄物」については、①収納した設備、機器の名称の表示、②容器表面の1cm線量当量率の表示、③保管中の荷崩れ転倒が生じないような措置がされていることを「収納容器別の解体廃棄物台帳」の記録及び原子炉棟に保管されている個別の収納容器を現場で直接確認することにより確認した。

放射性固体廃棄物の保管場所の巡視については、毎週1回の頻度で実施され、ドラム缶蓋の取付状況、外表面のさび・腐食の状況、収納位置のずれ等を目視で確認し結果を記録していることを「原子炉施設巡視要領」及び至近の「原子炉施設巡視記録」により確認した。

更に、1年に1回の頻度で、施設定期自主検査として放射性固体廃棄物の収納容器を対象として、腐食、変形、亀裂等がないことの検査が実施され、いずれの検査結果も「良」であったことを、関連する「施設定期自主検査要

領」及び「施設定期自主検査記録」により確認した。

以上のことから、検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

4. その他  
なし